

事務連絡
平成19年6月5日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産レモンの取扱いについて

今般、検疫所のモニタリング検査において、米国産生鮮レモンから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

PARAMOUNT CITRUS PACKING CO.（又は EMBALLE PAR PARAMOUNT CITRUS）において包装され、輸出された米国産レモンについて、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以後、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導すること。

その他の場合にあっては、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき、イマザリルを含む防ぼい剤のモニタリング検査を実施すること。